第三十三条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、「）並びに」を「）、第四百三十条の二第一項から第四項まで（補償契約）並びに第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）の規定は理事及び監事について、同法」に、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項及び」に改め、「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を、「及び監事」の下に「の責任を追及する訴え」を、「理事について」の下に「、同法第八百四十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）（訴訟参加）及び第八百四十九条の二（第一号に係る部分に限る。）（和解）の規定は理事の責任を追及する訴えについて」を、「と、同法」の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項の」とあるのは「その任務を怠ったことによって生じた損害を賠償する」と、同法第四百三十条の三第一項並びに」を加える。

第三十九条中「、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「第九百三十条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十六条第六項中「、同条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十七条中「及び第四項」及び「、同法第九百三十七条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十八条第二項中「、第三百六十一条第一項」を「並びに第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）」に、「）並びに」を「）の規定は酒類業組合の清算人について、同法」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、「、酒類業組合の清算人について」を「酒類業組合の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ」に改める。

第六十七条から第六十九条までを次のように改める。

第六十七条から第六十九条まで　削除

第七十八条中「第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、添付書面の特例、印鑑の提出、」を「及び添付書面の特例）、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）（に、「第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記及び」を削り、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項」を「同項」に、「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「」に改める。

第八十三条中「第五十一条から」の下に「第六十六条まで及び第七十条から」を加える。

第百一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第三十三条（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項（補償契約）の規定に違反して理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新酒類業組合法」という。）第三十三条（新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の二第一項から第四項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条に規定する酒類業組合等と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事又は監事を被保険者とするものについては、新酒類業組合法第三十三条（新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の三第一項の規定は、適用しない。

3　前条の規定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号㈠中「につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（㈣」を「の登記（㈢」に改め、同号㈡を削り、同号㈢中「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（㈣」を「の登記（㈢」に改め、同号㈢を同号㈡とし、同号㈣中「につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算」及び「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算」を「の清算」に改め、同号㈣を同号㈢とし、同表第二十五号を次のように改める。

二十五　特定目的会社の登記		
㈠　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
㈡　㈠及び㈢に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
㈢　登記の抹消	申請件数	一件につき一万円

別表第一第二十六号㈠中「につきその本店の所在地においてする設立」を「の設立」に改め、同表第二十七号㈠中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（㈢」を「の登記（㈡」に改め、同号㈡を削り、同号㈢中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号㈢を同号㈡とし、同表第二十八号㈠中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（㈢」を「の登記（㈡」に改め、同号㈢を同号㈡とする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第五十九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二十七条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第六十条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第四号中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第十七条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第二百九十六条の規定による改正後の」及び「同法第四十九条第七項（同法第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）及び」を削る。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第六十二条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。